

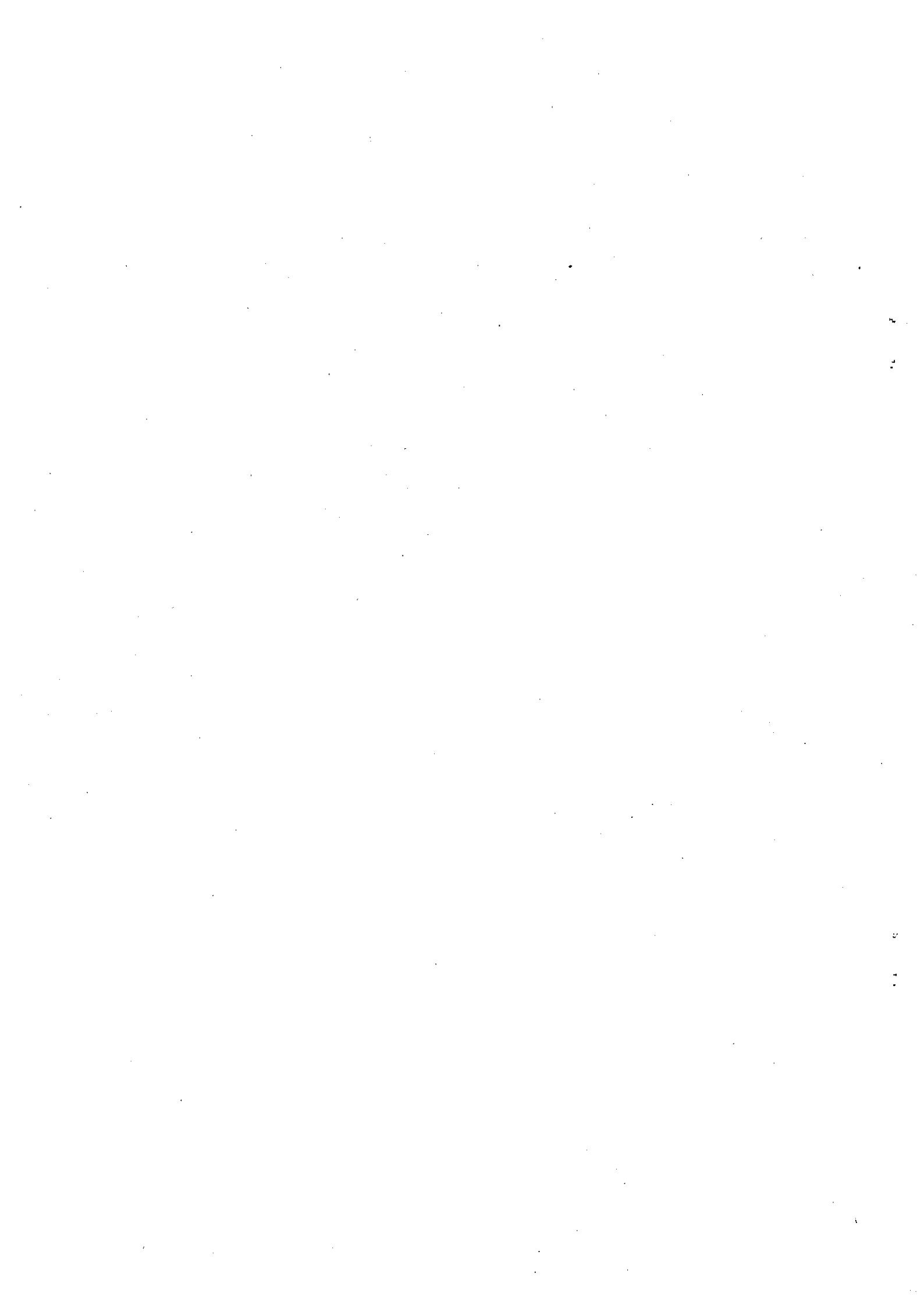
総務教育常任委員会資料

(平成27年12月1日)

【件名】

- ・ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）…………… 1
- ・ 「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」の開催概要について（小中学校課）…………… 2
- ・ 県西部地区における今後の病弱教育の在り方について（特別支援教育課）…………… 3
- ・ 平成27年度第3回・第4回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について（特別支援教育課）…………… 4
- ・ 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について（いじめ・不登校総合対策センター）…………… 7
- ・ 生徒指導等に関するガイドラインの改訂（案）について（高等学校課）…………… 11
- ・ 今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方（答申）について（社会教育課）…………… 12
- ・ 平成27年度インターネットの利用に関するアンケートの結果について（社会教育課）…………… 14
- ・ とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（案）について（図書館）…………… 19
- ・ 鳥取藩台場跡（赤崎台場跡）の国史跡追加指定について（文化財課）…………… 20
- ・ 第3回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について（博物館）…………… 別冊

教育委員会



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成27年12月1日

【新規分】

工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	教 育 環 境 課 摘 要
県立鳥取西高等学校整備事業 (6・7・8工区)(電気設備)	鳥取市東町 二丁目	県立鳥取西高等学校整備事業 (6・7・8工区)(電気設備) 山口・イナバ特定建設工事共 同企業体	264,600,000円 (予定価格) 271,824,120円	平成27年10月20日～ 平成28年12月15日	平成27年10月19日	
県立鳥取西高等学校整備事業 (6・7・8工区)(空調設備)	鳥取市東町 二丁目	県立鳥取西高等学校整備事業 (6・7・8工区)(空調設備) 大和設備・北陽特定建設工事 共同企業体	164,484,000円 (予定価格) 178,398,720円	平成27年10月20日～ 平成28年12月15日	平成27年10月19日	
県立鳥取西高等学校整備事業 (6・7・8工区)(衛生設備)	鳥取市東町 二丁目	日新工業有限公司	100,440,000円 (予定価格) 109,928,880円	平成27年10月23日～ 平成28年12月15日	平成27年10月22日	

「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」の開催概要について

平成27年12月1日
福祉保健課
小中学校課

次のとおり「第3回鳥取県生活困窮者世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」を開催しましたので、報告します。

1 開催状況

- (1) 開催日時 東部：平成27年10月16日（金）午後1時30分～3時30分
中部：平成27年10月19日（月）午前10時～正午
西部：平成27年10月19日（月）午後2時30分～午後4時30分
- (2) 開催場所 東部：県庁第2庁舎 第33会議室
中部：中部総合事務所 B棟第301会議室
西部：西部総合事務所福祉保健局 大会議室
- (3) 出席者 [市町村] 福祉、児童部局、教育委員会事務局、スクールソーシャルワーカー
[県] 福祉保健部、教育委員会事務局、中部・西部総合事務所福祉保健局
[その他] 県、市町村社会福祉協議会 東部24名、中部24名、西部33名 計81名

2 内容

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取組の現状、来年度に向けての検討状況等について意見交換を行った。

3 主な意見等

○スクールソーシャルワーカーについて

- ・市部は、学校数が多く、各学校をまわって支援をしているが、個別ケースへの関わりは難しい。学校現場は、子どもに対する福祉部門の施策や制度を十分に知らない場合もあり、スクールソーシャルワーカーが学校にさまざまな情報提供・助言を行うほか、必要に応じて学校内に支援チームを立ち上げるなどの支援をしている
- ・虐待、不登校のために家庭との連絡が途絶えている場合など、非行・怠学傾向等に関する学校からの相談は多岐にわたる。
- ・子どもの貧困対策におけるスクールソーシャルワーカーへの期待に応えるためには、配置数を増やすだけでなく、勤務体制やスキルアップ、身分保証も同時に考えていく必要がある。週2回のような勤務体制では、できることに限界がある。

○学習支援について

- ・町教育委員会としては、学校の授業で全児童生徒の学力向上を図るのが基本スタンスであり、学習支援はその上での取組と考えている。
- ・子どもに勉強を教えるだけでは十分とは言えない。「勉強は必要ない。」など、協力が得られにくい保護者もあり、保護者への関わりの必要性を感じる。
- ・「学習習慣を身につける」ためには、就学前などの低年齢の時期の指導が大切なのではないかと。本来は学習支援や居場所支援を必要としない子どもを育てていくのがよい。
- ・短大や大学が近くにない自治体は、学習支援のボランティアの確保に困っている。塾に行けない世帯に対する支援と考えると、ある程度の指導力がなければならぬので、地域住民の誰でもよいわけではない。
- ・今年度から町教育委員会が中学生を対象に「地域未来塾」を始めた。スクールソーシャルワーカーや福祉部局が学校と連携し、生活困窮世帯等の子どもの対しては、より参加を促している。小学校高学年での実施についても要望検討している。

県西部地区における今後の病弱教育の在り方について

平成27年12月1日
特別支援教育課

県西部地区における今後の病弱教育の在り方を検討するため、以下のとおり米子市との第2回目の意見交換会を開催しました。

- 1 日時：平成27年11月4日 午後1時20分～午後2時30分
- 2 場所：米子市教育委員会 会議室
- 3 出席者：米子市教育委員会 平木事務局長 村中学校教育課長 他2名
県教育委員会 田中次長 足立特別支援教育課長 他2名

4 概要

(1) 西部地区の病弱教育（小学部・中学部）に係る調査結果について

第1回目の意見交換をもとに、西部地区の9市町村（米子市を除く。）を対象とし、病弱教育が必要な子どもたちの在籍数や西部地区の病弱教育についての要望等を調査した結果について共通認識を図った。

① 学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の者について

- ・小中学校に13名が在籍している。
- ・在籍者は、通常学級や病弱特別支援学級で病気等に対する配慮（教育環境等を含む）を受けながら学校生活を送っている。
- ・該当者で、特別支援学校への就学・転学を希望している者は、現段階ではない。

② 西部地区における県立病弱特別支援学校（小学部・中学部）の必要性について

- ・県立病弱特別支援学校があれば、就学先の選択肢が増えるとともに、センター的機能を活用して、より専門的な教育支援を受けることができる。
- ・病弱の子どもたちが、施設整備等整った環境の中で安心して学べる。
- ・特別支援学校のセンター的機能や教育相談を活用しながら、地域の学校で育てたい。（保護者の意向としては、「地域の学校へ通わせたい」という思いが強い。）
- ・西部地域に県立病弱特別支援学校ができたとしても、場所によっては移動距離が長く通学が困難である。（通学バスがあったとしても主要路線しか走っておらず、最寄りのバス停まで連れて行くとしても時間がかかる。）

(2) 米子市における現状・考え方について

① 米子市立米子養護学校在籍児童生徒の現状

- ・小学部3名、中学部9名（平成27年5月1日現在）が在籍している。

② 米子市立米子養護学校の扱いについて

- ・現時点で、学校の廃止や県立への移管は考えていないが、検討してみる。

③ 米子医療センターとの関係について

- ・同センターの改築に伴い連絡通路もなくなった。従来、同センターに入院している子ども達の教育の場として設置された学校であるが、現在入院している子ども達はいない。
- ・今後、同センター小児科医師の意向などについて、同センターと意見交換を行いたい。



【まとめ】

- ・特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する者は、一定数いる。
- ・保護者は、「地域の学校に通わせたい。」という思いが強く、特別支援学校への入学者数は多くないと見込まれる。
- ・県立病弱特別支援学校ができれば、就学先の選択肢の1つとなる共に、センター的機能（教育相談等）を活用しながら地域の学校で学ぶことができる。
- ・米子市において、米子市立米子養護学校の扱いをどのように考えるのかを踏まえて、在り方を検討する必要がある。

(3) 今後の検討について

- ・上記のまとめの内容を踏まえて、総合教育会議等を通じて、県立で小中学部を整備することの必要性について議論していく。

(参考) 就学基準「病弱者」

- 特別支援学校（学校教育法施行令第22条の3）
慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
 - 特別支援学級（文部科学省 平成25年10月4日付25文科初第756号）
慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 【障害の判断に当たっての留意事項】
医師の精密な診断結果に基づき、疾病の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

平成27年度第3回・第4回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

平成27年12月1日

特別支援教育課

本県の特別支援学校における医療的ケアについて、実施体制の整備と充実にに向けた検討をするため、第3回・第4回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 第3回 平成27年10月23日（金）午後2時から4時まで
第4回 平成27年11月17日（火）午後1時30分から3時30分まで

- 2 場 所 第3回 西部総合事務所 第4回 鳥取県看護協会

3 協議内容

(1) 常勤看護師について

【提案】 常勤看護師と養護教諭の業務整理の一例を示し、校内で連携した医療的ケアの実施体制を提案し、意見を求めた。

【意見】

- ・今後、県内に何名配置しようとしているのか示してもらえると、協会としては協力しやすい。
- ・養護教諭の業務に医療的ケアに関する内容もあるので、協働して職務を行うことが望ましい。

【方向性】 常勤看護師の業務として示した内容は最終形なので、養護教諭等と連携し、各校の蓄積を生かした運用を行うことを確認して常勤看護師配置に向かう。

(2) 教育支援チーム派遣について

【提案】 派遣目的を整理し、最終案を提案し、意見を求めた。

目的：医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育形態（通学と訪問の選択など）の決定に際して、助言の依頼に応じて派遣する。

【意見】

- ・教育支援チームの退職校長は教育と医療的ケアに詳しい人材がよい。
- ・訪問教育が本人と保護者にとってより充実するようにしたい。
- ・子どものための支援チームであることを念頭に置いて実施したい。

【方向性】 訪問教育の充実についても取組を進めながら、適切な学びの場の検討に向けた支援チーム実施に向かう。

(3) ヒヤリハットの整理について

【提案】 事象レベル0～1（子どもに影響がなかったもの）をヒヤリハットとし、2～5（子どもに影響があったもの）をアクシデントとすることを提案し、意見を求めた。

【意見】

- ・レベルに応じた内容の例示があるとよい。
- ・ヒヤリハットは気づきが重要になってくるので、組織でリスクマネジメントができるとともに、PDCAサイクルが機能する組織体制づくりと教職員の意識を高める研修が重要になる。
- ・健康状態の把握についての認識を高め、状態悪化の未然防止の観点も重要である。
- ・医療的ケア以外のヒヤリハットやアクシデントの事例とは整理し、医療的ケアにかかるものを報告する。

【方向性】 これまでのヒヤリハット事例からレベルに応じて例示した別紙を作成し、担当者会で内容を確認して実施するとともに、研修の充実を図る。

(4) 「医療的ケアが必要な県立特別支援学校幼児児童生徒学習支援事業実施要項」の改正について

【提案】 以下の要項改正を提案し、意見を求めた。

- ・主治医が指示書を作成し、学校医が確認して実施する。
- ・指示書の様式を見直し、医療的ケアの内容を細かく記載できるようにする。

【意見】

- ・幼児児童生徒の状態の全体像が記載できるスペースがあるとよい。
- ・看護師の専門性を生かして医療的ケアを実施できるよう、指示書の細かい項目を検討してほしい。
- ・指示書による医療的ケアの実施についてもPDCAサイクルを進めてほしい。
- ・鳥取県の教育における医療的ケア実施の意義を要項に明記した方がよい

【方向性】

- ①主治医による指示書作成については案のとおりで医師会と検討する。
- ②指示書の様式については養護教諭・看護師の意見を聞き、最終案を作成する。
- ③実施の際は、必要に応じて学校が保護者と連携して主治医を訪問し、学校の状況を共通理解しながら主治医に指示書を作成してもらうようにする。

(5) 新たな学びの場について

【提案】 医療的処置の依存度や医療的リスクの高い幼児児童生徒が一人一人に合った教育を受けることができる場として、病院内に通学して教育を受けることができる場を設置する案を提示し、意見を求めた。

【意見】

- ・病院内にあることで、教育の場としての機能を発揮できるのか、継続した議論が必要である。
- ・病院内であっても医師が常時対応できるとは限らない。医療資源の確保も課題となる。
- ・居住地で実施されている介護事業所との連携も検討できるのではないかな。

【方向性】 在宅の幼児児童生徒の卒後も見据えた生活の充実もふまえて、今後も検討していく。

(6) 医療的ケア全般に関わるもの ※協議の中で次の意見をいただいた

- ・保護者の要望と医師の指示の相違について蓄積して、検討していく必要がある。
- ・保護者に学校で行う医療的ケアと、病院（入院中）の看護は違うことを理解してもらいながら、学校の医療的ケアを実施していく必要がある。
- ・教育を支える看護師の意見を生かす体制と、教職員との協働体制を更に充実させる必要がある。

4 鳥取養護学校の改善状況

第4回目の開催前に鳥取養護学校の視察を行った。

【改善状況】

- 1 医療的ケア実施内容決定・変更について適切な運用を進めており、実施内容の再点検も行った。
- 2 児童生徒のカンファレンスや研修会等、看護師の参加を促し、意見を聞く機会を多くもつようにした。
- 3 年休や休憩等が取りやすくなるように配慮し、業務に関して校長の面談を行うようにした。
- 4 医療的ケアの環境づくりについて、保護者に理解と協力をお願いした。
- 5 病院等から派遣されている看護師の意見も取り入れ、衛生面や安全面の改善されるようにしている。

【委員の感想】

- ・手順書が細かく作成されており、医療的ケアの体制もよくできている。

- ・衛生的でとてもよい環境で医療的ケアが実施されている。
- ・教員も看護師も丁寧に児童生徒の医療的ケアを行っている。

【参考】委員等名簿

(1) 委員

氏 名	所 属
汐田 まどか (しおた まどか)	鳥取県立総合療育センター 副院長
星加 忠孝 (ほしか ただたか)	鳥取県立中央病院 小児科医長
勝田 睦子 (かつた むつこ)	鳥取県立皆生養護学校 養護助教諭
水田 弘見 (みずた ひろみ)	広島県教育委員会特別支援教育課 総括指導主事
田畑 有望 (たばた ゆみ)	鳥取県立倉吉養護学校 保護者
仲野 真由美 (なかの まゆみ)	鳥取看護大学 准教授
玉崎 章子 (たまさき あきこ)	鳥取大学医学部脳神経小児科 助教
森本 靖子 (もりもと やすこ)	公益社団法人鳥取県看護協会 専務理事

(2) オブザーバー

氏 名	所 属
福谷 紀男 (ふくたに のりお)	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課長
河本 史幸 (かわもと ふみゆき)	鳥取県立皆生養護学校 校長

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について

平成27年12月1日

いじめ・不登校総合対策センター

10月27日に公表になりました平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より、鳥取県の調査結果の概要を報告します。

1 いじめ認知件数について

(単位：件)

◇平成26年度にいじめの認知件数が大きく増加した。

◇岩手県の事件をきっかけに、国から調査の見直し依頼が行われ、子どもの思いをより積極的にキャッチし、「初期段階のものやごく短期間に解消したものについてももれなくいじめとして認知する」姿勢が強まったことにより認知件数が高まったと思われる。

◇県としては、国からの通知の趣旨を重く受け止め、「積極的ないじめ

いじめ		H25	H26
鳥取県 (国公立)	小	52	264
	中	73	187
	高	20	38
	特	12	63
	計	157	552
	認知件数/千人	2.4	8.7
全国 (国公立)	小	118,748	122,721
	中	55,248	52,969
	高	11,039	11,404
	特	768	963
	計	185,803	188,057
	認知件数/千人	13.4	13.7

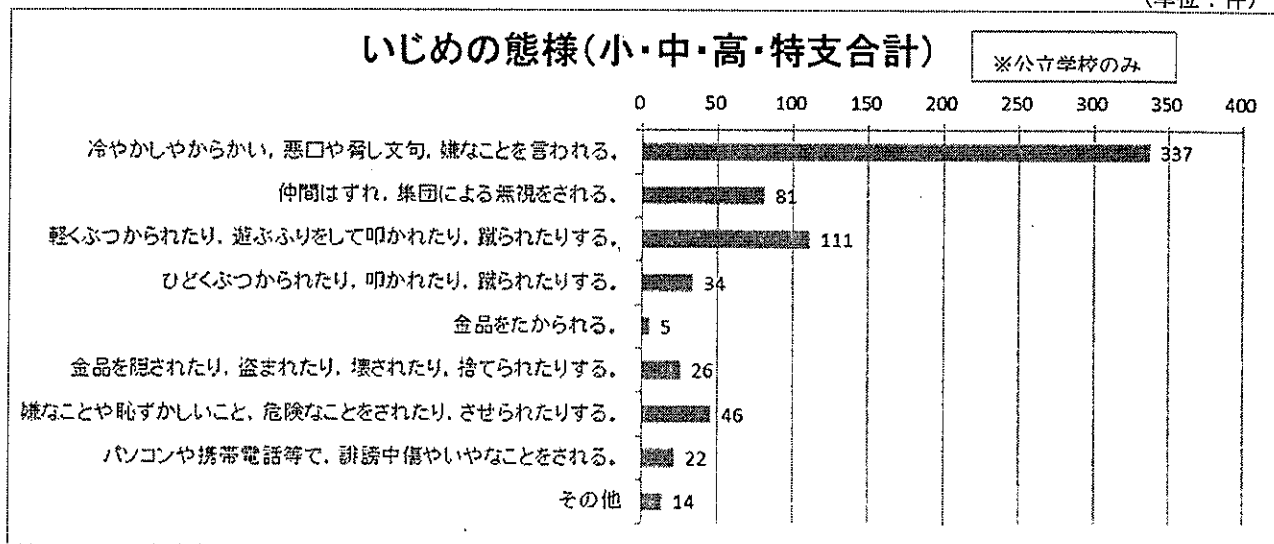
前年比
212 増加
114 増加
18 増加
51 増加
395 増加

認知は、学校が組織的にいじめをとらえ、解消に向けて取り組んでいる。」と肯定的にとらえている。

◇今後も定義に照らして積極的にいじめと認知し、適切に対応することを継続するよう周知徹底していくとともに、児童生徒間のトラブルやアンケート調査の記録等についても校内で組織的な対応がなされるよう適切に保管していく必要がある。

2 いじめの態様について

(単位：件)



◇いじめの態様の中では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多くなっている。

◇平成25年度に比べ、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が大きく増加した。初期段階のものもいじめと認知して対応したものが増加していると考えられる。

3 不登校について

(単位：人)

不登校		H25	H26
鳥取県	小	130	139
	中	380	434
	高	219	174

(小・中：国公立 高：公立のみ)

◇不登校になったきっかけと考えられる状況については、「不安など情緒的混乱」「無気力」が多くなっている。不安・無気力等の内容としては「学習」「友人関係」「家族との関係」「自分自身への不満」「理由のはっきりしない不安」等様々である。

◇不登校児童生徒への対応の基本は、児童生徒一人ひとりへの個別相談や家庭訪問。担任やSCを中心に一人ひとり丁寧に理由や背景を確認しながらカウンセリングや援助を行い、児童生徒の不安な要因を取り除く。継続的に粘り強く行うことが必要であり、職員会等で共通理解を図りながら、養護教諭や学年主任、部活動担当などの他の教職員や必要に応じ医師なども加わった校内支援チームで支援にあたっている。

<支援例>

- ・個別のケース会議を開催し、必要に応じ医師や心理の専門家も交えて、個別の支援プログラムを作成し対応。
- ・SCと連携して定期的にピアサポート(同じ立場の当事者同士が協同的にサポートを行う相互支援)を行い、自分の気持ちを表現したり、友達の思いを感じたりする機会を設ける。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の指導を行い、対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能を習得させる。
- ・登校を促すため、担任等が電話をかけた後家庭訪問して迎えに行く。
- ・別室登校や教育支援センターでの学級・学校復帰プログラムに沿った指導。
- ・家庭教育において生活習慣の改善を図るよう、チェックリストを用いるなど具体的な取組を示し、保護者の協力を求める。

*県教育委員会の取組は別添

◇指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒等について、県独自調査による(公立学校のみ)と、小学校不登校児童139名のうち61名が、中学校不登校生徒426名のうち148名が継続的、断続的に教室に入り通常の学習ができる状況になっている。

(単位：件)

不登校になったきっかけと考えられる状況(公立のみ)

(単位：件)

	小学校	中学校
いじめ	1	2
いじめを除く友人関係をめぐる問題	19	40
教職員との関係をめぐる問題	1	4
学業の不振	6	28
進路にかかる不安	0	9
クラブ活動、部活動等への不適応	0	5
学校のきまり等をめぐる問題	0	9
入学、転編入学、進級時の不適応	2	1
家庭の生活環境の急激な変化	9	22
親子関係をめぐる問題	19	36
家庭内の不和	7	3
病気による欠席	16	23
あそび・非行	3	45
無気力	31	84
不安など情緒的混乱	50	154
意図的な拒否	10	12
その他本人に関わる問題	7	20
その他	11	22
不明	7	1

4 暴力行為について

◇小・中・高の児童生徒1,000人当たりの発生件数は3.2件で、全国(4.0件)を下回った。

◇小学校の暴力行為は前年度より6件減少したが、平成24年以降継続して30件を超えている。これに

暴力行為		H25	H26	前年比 増減
鳥取県	小学校	37	31	-6
	中学校	86	91	+5
	高等学校	52	64	+12
	計	175	186	+11
	発生件数/千人	3.0	3.2	+0.2
全 国	発生件数/千人	4.3	4.0	-0.3

については、近年不登校児童数も微増傾向であり、メディアの発達による人との関わり合いの低下や、暴力を肯定する表現のゲーム等と接する機会の増加、精神面での発達に関する課題や家庭環境の多様化、地域のコミュニティとしての機能低下、規範意識の低下等児童の周りの環境や抱えている課題が複雑化していることも要因と考えられる。

◇過去の暴力件数の増減について、以下のように分析している。(増減の主たる要素は中学生)

○平成17年度から中学校の件数が減ったことについて

- ・平成13年度から始まったスクールカウンセラー配置事業が17年には全中学校配置が完了し、各学校では教育相談体制のさらなる充実が図られるようになり、効果を上げた。
- ・少人数学級の実施が平成15年度から始まり、平成17年度には全中学校1年生での33人学級編成が完了し、特に40人に近い生徒数の学級がなくなったことにより、教員の指導が行き届いた。
- ・不登校対策資料「あした、また学校で」が平成13年、17年と発行され、学校不適應の理解が進み、未然防止や初期対応、個別支援に教職員が積極的に取り組むようになった。

○平成21年度から中学校の件数が増えたことについて

- ・暴力行為の発生件数の多い平成21～23年は不登校の出現率も高くなっており、学校が落ち着いた状況があったことも考えられる。
- ・3、4年周期で波があるように見えるのは、一部の生徒に対する対応の遅れが学校全体に広がり、そうした行為が流行のように他の学校に広がる場合に増加し、個々の学校が対応することで減少していくため。
- ・生徒間暴力の割合が一番多く、感情が抑えられず行為に至る例が一部の学校で増えている。

○高校になると件数が減るのはなぜか。

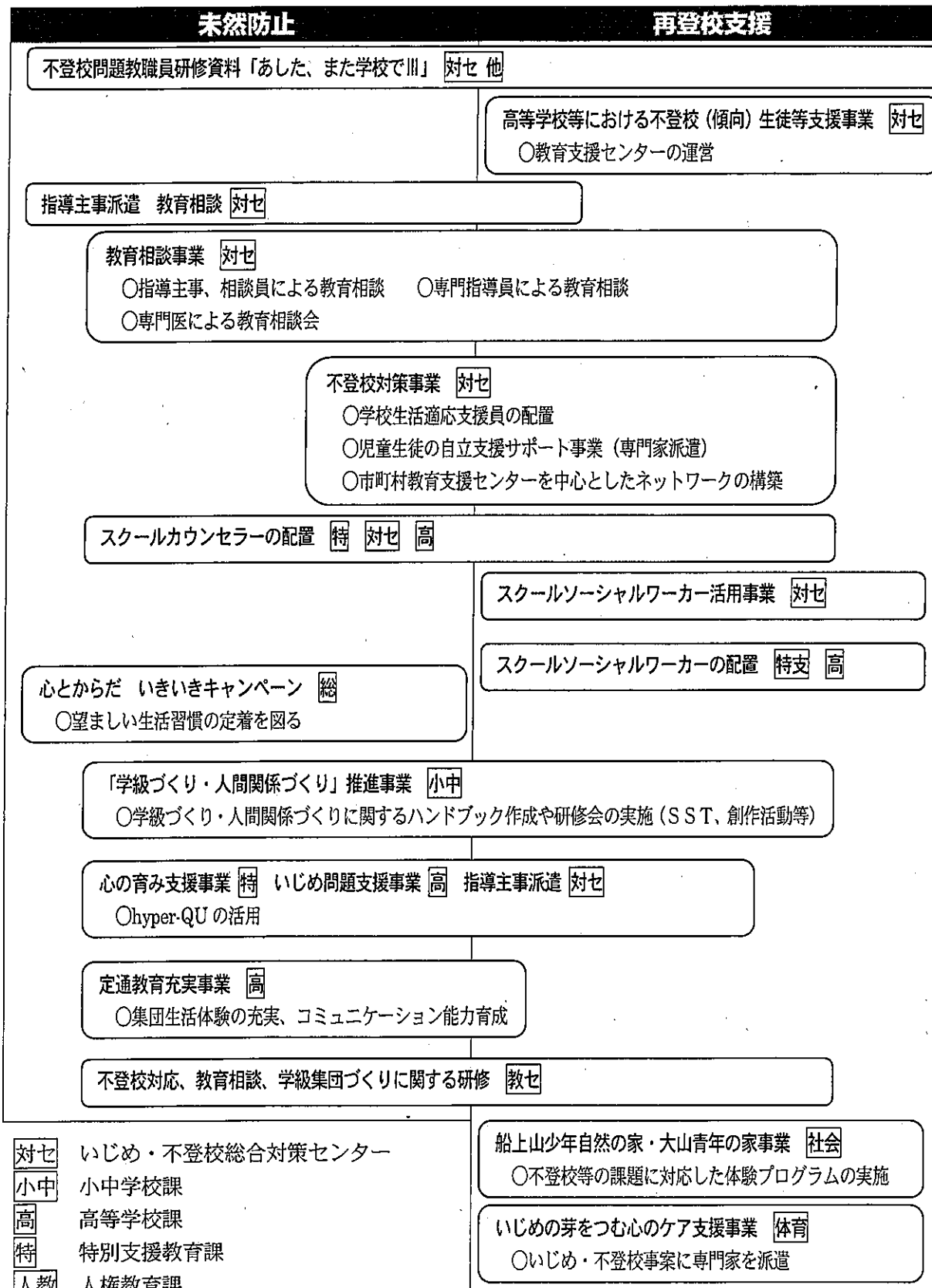
- ・中学校から高校へ進学しない生徒のうち、問題行動等が影響している生徒が何割か存在する。
- ・受験を乗り越えた達成感を持って入学し、進路実現に向けて目的意識を持って通学できる。
- ・自分の家族に対して金銭的な負担を始め、様々な面倒を見てもらっていることに気づく。
- ・社会が近いことを実感できる出会いや関わりが多い。

◇いじめ、不登校への対応と同様に、組織的に対応することが重要である。

【鳥取県の暴力行為の発生件数の推移】

暴力行為		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年比増減
鳥取県	小	3	4	13	4	13	6	3	13	13	11	37	37	31	-6
	中	118	151	142	97	76	65	90	123	115	106	78	86	91	+5
	高	40	33	63	38	61	50	59	61	68	56	64	52	64	+12
	計	161	188	218	139	150	121	152	197	196	173	179	175	186	+11
	発生件数/ 千人	2.2	2.6	3.1	2.0	2.2	1.9	2.3	3.1	3.1	2.8	3.0	3.0	3.2	+0.2
全 国	発生件数/ 千人	2.5	2.7	2.6	2.6	3.1	3.7	4.2	4.3	4.6	4.2	4.2	4.3	4.0	-0.3

※全国の発生件数/千人は公立のみの数値



生徒指導等に関するガイドラインの改訂（案）について

平成27年12月1日
高等学校課

県立高等学校生徒の問題行動等に対する「懲戒」の不適切な対応を未然に防止するとともに、生徒指導等において教職員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、平成16年5月に策定した「生徒指導に関するガイドライン」を改訂することとしました。

1 生徒指導等に関するガイドライン改訂版の内容について（下線は追加した項目）

I	問題行動等に対する生徒指導についての基本的な考え方
II	問題行動等に対する生徒指導についての指針
1	<u>懲戒に関する規定</u>
2	<u>懲戒の種類</u>
3	問題行動等に対する各学校ごとの規程の整備（ <u>懲戒処分等の要件（例）</u> ）
4	生徒・保護者等への説明の徹底
5	事実確認の徹底と弁明の機会の保障
6	懲戒処分や教育的指導の実施に関する留意事項
7	指導期間中及び解除後の指導の徹底
8	その他
III	問題行動等に対する生徒指導の懲戒処分や教育的指導の手順
1	<u>生徒の問題行動等の発生から懲戒処分の解除又は教育的指導の解除までの流れの一例</u>
2	<u>決定した指導を「自宅謹慎（1週間）」とした際の事案について、決定から解除までの流れの一例</u>
3	<u>決定した指導を「自主退学」とした際の事案について、決定から解除までの流れの一例</u>
IV	その他の生徒指導に関する主な問題等について
1	<u>いじめ問題について</u>
2	<u>児童虐待の防止等について</u>
3	<u>生徒の自殺予防について</u>
4	<u>体罰問題への対応について</u>
5	<u>交通安全（自転車関係）への対応について</u>
6	<u>関連する通知等について</u>

2 主な改訂点について

- 生徒への懲戒が、「法的効果を伴う懲戒（懲戒処分）」と「事実行為としての懲戒（教育的指導）」と大きく分けられることを明記したこと。
- 教育的指導は、保護者等の理解と協力のもとに実施する必要があることを繰り返し指摘したこと。例えば、「解除基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が、該当の生徒及び保護者に事前の十分な説明がないままになされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならない。」など。
- いじめや児童虐待などの問題等への対応について、新たに加えるとともに、いじめの認知について具体的に記載したこと。

3 今までの経緯及び今後の取組

年 月	取組の概要
平成27年 9月	・校長協会研修会及び各地区の副校長・教頭会で「ガイドライン（案）」について説明し、意見交換を行い、修正を加えた。
11月	・再度、県立校長会及び県立副校長・教頭会に（案）を提出
平成28年 2月	・県立高校に「生徒指導等に関するガイドライン（改訂版）」を通知
5月	・各高校の生徒指導主事対象の講演会（講師：文部科学省児童生徒課担当者）を開催し、「生徒指導等に関するガイドライン（改訂版）」の周知を図る。

今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方（答申）について

平成27年12月1日

社会教育課

平成27年2月3日に県教育審議会に行った諮問に対し、県教育審議会生涯学習分科会において審議がなされ、平成27年11月17日、別添のとおり答申を受けた。

諮問内容

- ・生涯学習振興における行政（県）の役割
- ・とっとり県民カレッジの方向性

1 経過

- H27. 2. 3 第1回審議会開催（諮問、県施策の状況説明、意見交換）
- H27. 3. 4 第2回審議会開催（主に県の役割について議論）
- H27. 5. 25 第3回審議会開催（答申骨子案について議論）
- H27. 9. 1 第4回審議会開催（答申骨子案について議論）
- H27. 11. 12 第5回審議会開催（答申とりまとめ）
- H27. 11. 17 答申

2 答申の概要

（1）鳥取県のこれまでの生涯学習振興施策の現状と課題を検証

成果 開設から20年を経過した「未来をひらく鳥取学」を中心とした「とっとり県民カレッジ」を通し、学習機会を提供してきた。

⇒入学者累計7,800名

課題

- ・学んだことを地域づくりに活かす仕組みの弱さ
- ・生涯学習の意義（学びの成果を還元する）を県民に浸透させるための行政の取組不足、住民参画を促す取組が不十分

（2）今後、鳥取県が目指すべき生涯学習

これまでの生涯学習（自己実現、生きがいづくり）をさらに発展させ、学んだ成果を地域づくりに活かし、それにより地域とのつながりをもつ生涯学習へ
⇒学びと行動を繰り返すことで、県民が地域課題に対応する力をつけ、多様な担い手が活躍することのできる社会を構築する。

(3) 今後、県が検討すべき具体的施策

市町村等、各生涯学習推進主体の支援に力を入れていくべき

- 県民ニーズ等を反映した学習機会とその成果を活かすことができる環境づくり（県民カレッジのあり方の見直し）
⇒新たな学びのツールの活用、ワークライフバランス等の観点も
- まちづくりの中心となるような人材の育成、社会教育主事の活用等、生涯学習を支える人づくり（人材育成）
- 情報を県民に届けるための工夫（県民参画を促す仕組みの検討）

(4) 各主体に期待する役割

よりよい鳥取県をつくっていくためには行政だけでなく、県民一人ひとり、各生涯学習推進主体の取組も必要

市町村、社会教育施設、学校等に期待する役割も記載されている。

3 今後の予定

関係機関との連携・調整を図り、答申の趣旨を活かしながら生涯学習振興施策を推進する。

- ・県民カレッジのあり方については平成28年度から段階的に見直し予定
- ・その他各種施策については平成28年度当初予算でも要求予定

〈参考：委員名簿〉

氏名	所属・職名等	備考
伊澤 悦子	日本ボーイスカウト鳥取連盟鳥取2団ボーイ隊隊長	
市橋 幸代	湯梨浜子育て支援課子育て支援員	
大堀 貴士	NPO 法人ハーモニーカレッジ理事長	
岡崎 誠	鳥取環境大学教授	
木村 京子	鳥取市立美保小学校長	
近藤 剛	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	会長
田中 朝子	鳥取県連合婦人会長	
徳吉 雅人	倉吉市明倫公民館長	副会長
中村 美香	鳥取県連合青年団長	
長尾 志保	鳥取県PTA協議会ブロック理事	
福井 伸一郎	倉吉市教育委員会教育長	
森岡 祐美子	株式会社山陰放送ラジオ総局放送制作部	
山本 幸子	鳥取市社会福祉審議会委員	

平成27年度インターネットの利用に関するアンケートの結果について

平成27年12月1日

社会教育課

このたび、「平成27年度インターネットの利用に関するアンケート」を実施しましたので、その結果について報告します。

1 調査目的

スマートフォンなど新しい情報機器の普及やコミュニティサイト（趣味や興味が同じ人同士が集まるインターネット上のウェブサイト）の急速な利用拡大等により、子どもたちの犯罪につながる行為や基本的な生活習慣の乱れが憂慮されていることから、インターネット利用に係る子どもたちの実態調査を行い、その結果を児童生徒、保護者及び学校等への啓発につなげていく。

2 調査方法

(1) 実施時期 平成27年9月10日～9月30日

(2) 対象者 小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生とその保護者及び未就学児の保護者
(それぞれ10%程度を抽出して実施)

	学校(園)数 (校・園)	児童・生徒 (人)	保護者 (人)
未就学	25		478
小学校6年	15	509	509
中学校2年	11	509	509
高等学校2年	14	472	390

(3) 対象機器(7機器) 携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、据え置き型ゲーム機

【参考】

○「2009年携帯電話アンケート(H21)」

対象者：小6、中2、高2とその保護者(約5,000人)

内容：所持率、使用時間、「情報モラル」の認知度、フィルタリングの有無、ネットに関するトラブル等

○「平成24年度小・中・高校生へのケータイ・インターネット利用にかかる実態調査」

対象者：小6、中2、高2とその保護者(約3,000人)

内容：所持率、使用時間、「情報モラル」の認知度、フィルタリングの有無、ネットに関するトラブル、スマートフォン・ゲーム機(ネット接続)の使用等

○「平成27年度インターネットの利用に関するアンケート」

対象者：小6、中2、高2とその保護者及び就学前の保護者(約3,500人)

内容：利用率、使用時間、コミュニケーションアプリの利用、フィルタリングの状況、ネットに関するトラブル、家庭でのルール、県青少年健全育成条例改正の知識等

3 調査結果の概要

(1) 児童・生徒調査

①インターネットの利用率

小中高校生の9割弱がいずれかの機器でインターネットを利用。(全国平均76%)

スマートフォン、パソコン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機での利用が多い。

いずれかの機器を利用してインターネットをしている割合

○小6 80.9%

○中2 86.2%

○高2 96.2%

○総数 87.6%

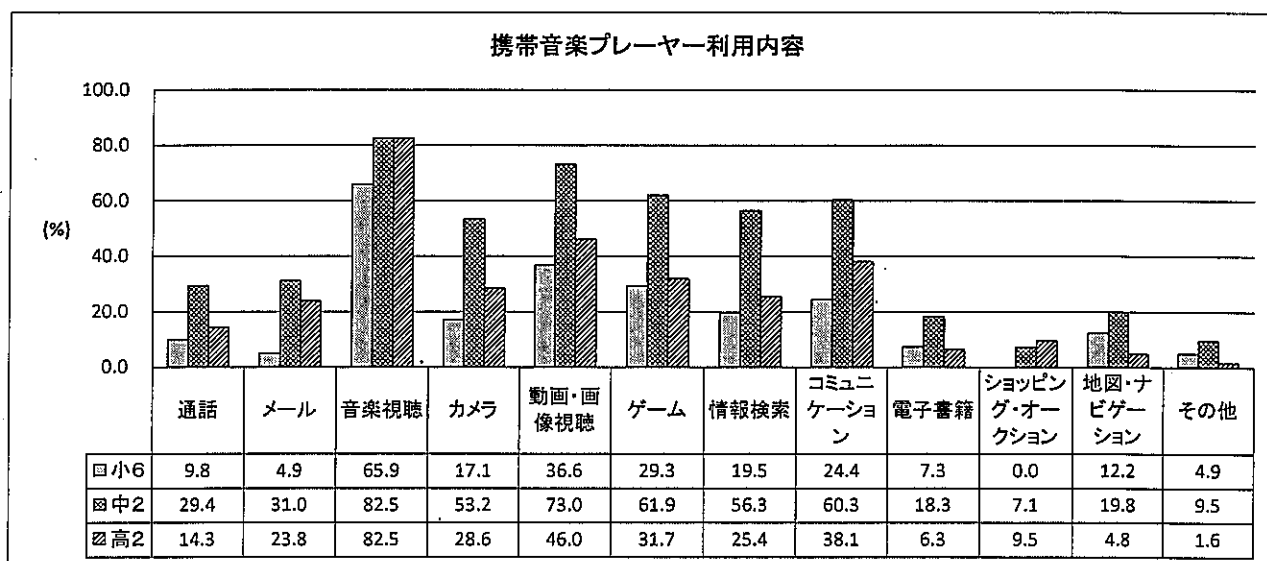
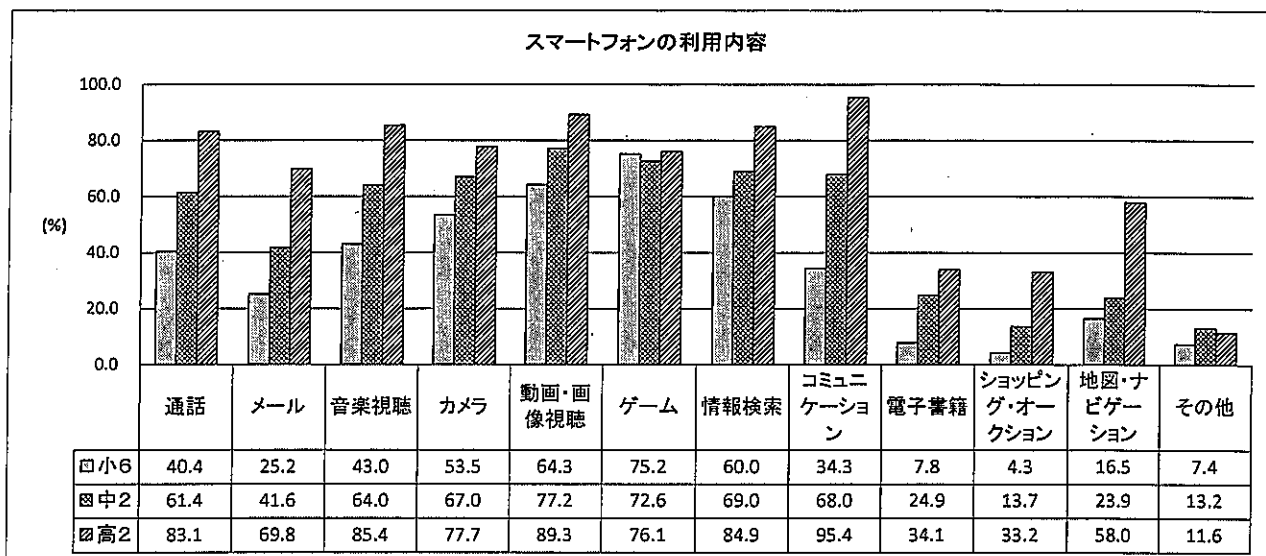
(参考) 全国調査…内閣府「H26年度青少年のインターネット利用環境実態調査(満10～17歳を対象)」以下同様

総数76.1%(小学生53.0%、中学生79.4%、高校生95.8%)

②利用内容

通話・メール以外にゲーム、動画視聴、音楽視聴、カメラの利用が多い。

高校生のスマートフォン、中学生の携帯音楽プレーヤーでのコミュニケーションアプリ(LINE等)の利用が多い。



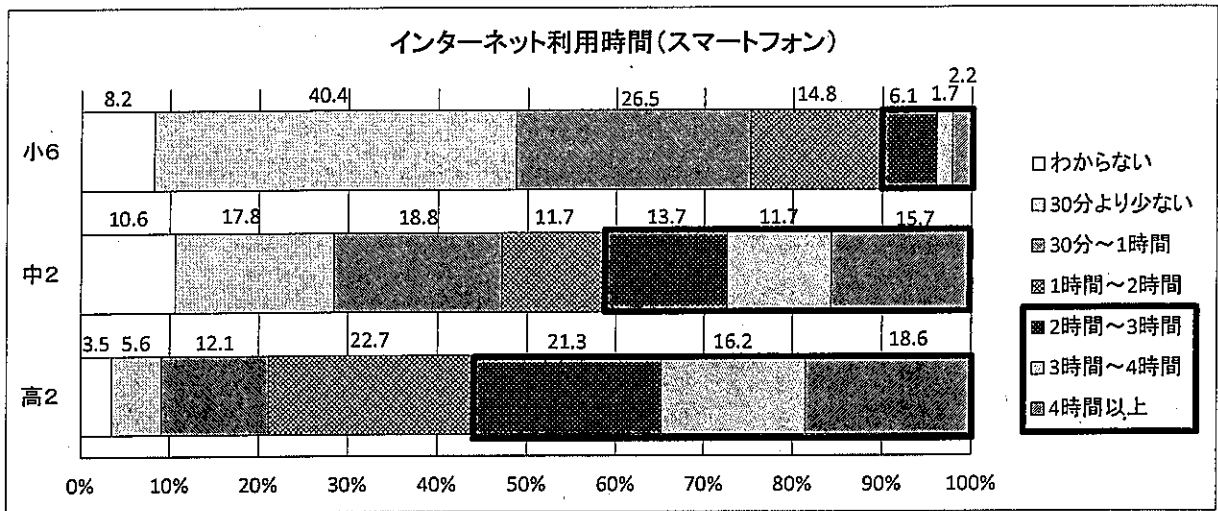
③インターネットを普段の日(月曜日から金曜日)2時間以上利用する児童・生徒の割合

インターネット利用は、学校種が上がるにつれて長時間の傾向。

小学生では携帯型ゲーム機、中学生では携帯音楽プレーヤー、高校生ではスマートフォンの長時間利用が多い。

()は全国調査

	小6	中2	高2
スマートフォン	10.0% (18.4%)	41.1% (49.3%)	56.1% (63.3%)
携帯音楽プレーヤー	12.2% (6.1%)	48.4% (31.8%)	19.0% (26.8%)
携帯型ゲーム機	18.7% (15.2%)	14.9% (16.2%)	12.2% (15.3%)

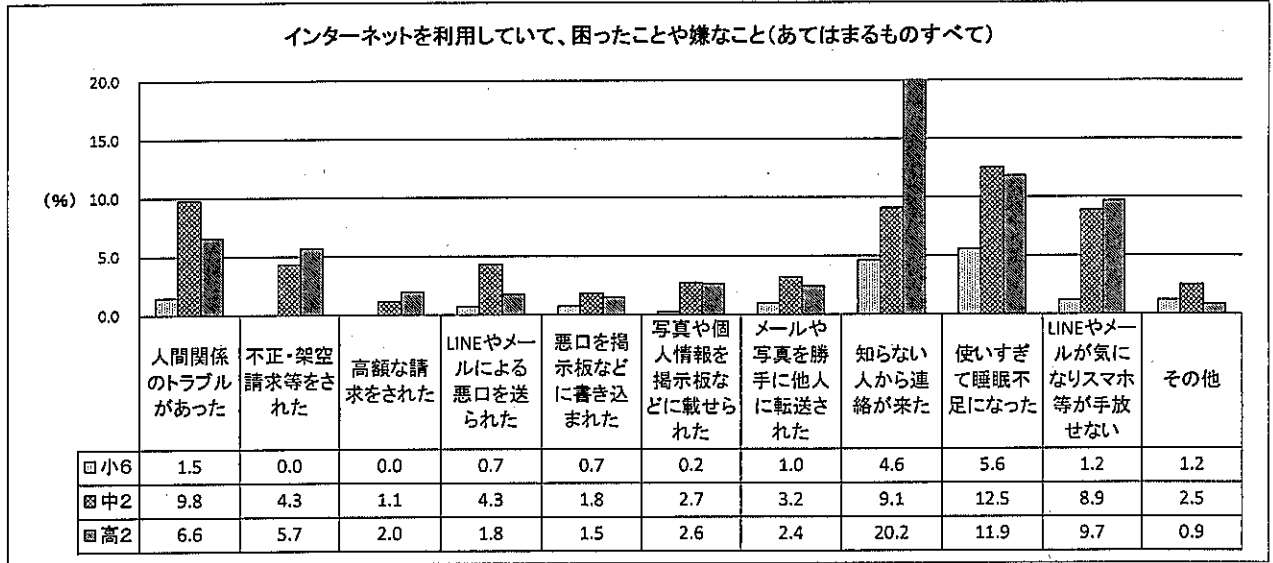


④インターネットでのトラブルの経験

何らかのトラブルを経験したことのある児童・生徒は小学生で13.3%、中学生で28.4%、高校生で38.4%。主な内容は「使いすぎ」「知らない人からの連絡」「人間関係のトラブル」が多い。「人間関係のトラブル」「悪口」等は中学生が高い。「手放せない」などの依存傾向は学年種が上がるにつれて上昇する傾向にある。

「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答した児童・生徒の割合

- 小6 13.3%
- 中2 28.4%
- 高2 38.4%



(2) 保護者調査(小中高校生の保護者、未就学児の保護者)

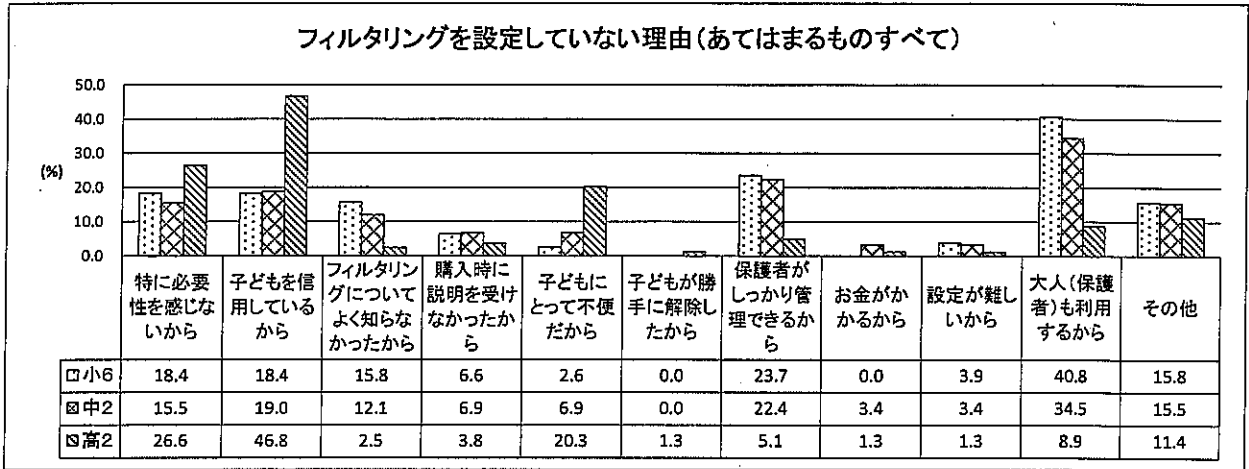
①フィルタリングの設定率

小・中学生の利用するスマートフォン・携帯電話のフィルタリング設定率は前回(H24)調査より下がっている。高校生の設定率は前回調査より上がっている。

- 小6 34.9% ← H24 61.3% ← H21 41.9%
- 中2 46.2% ← H24 73.7% ← H21 41.7%
- 高2 69.7% ← H24 68.3% ← H21 46.5%

②フィルタリングを設定していない理由

フィルタリングを設定しない理由は小・中学生は「大人も利用するから」「保護者がしっかり管理できるから」、高校生は「子どもを信用しているから」「特に必要を感じないから」が上位。



③家庭でのルール作り

何らかのルール作りをしている家庭の割合は全国平均より高い。また、前回(H24)調査より10ポイント以上増加している。

「家庭で何らかのルールがある」と回答した割合(保護者の回答)()内は全国調査

○小6 94.2% (88.6%) ← H24 81.6%

○中2 90.3% (85.2%) ← H24 79.7%

○高2 82.0% (70.4%) ← H24 70.3%

④子どもと保護者の意識のギャップ

「家庭でのルール」に関して子どもと保護者との意識の差は学校種が上がるにつれて大きくなる。高校生では44.2ポイントの差がある。

「家庭で何らかのルールがある」と回答した児童・生徒と保護者の割合の比較

	児童・生徒	保護者	差
小6	75.0%	94.2%	19.2ポイント
中2	61.7%	90.3%	28.6ポイント
高2	37.8%	82.0%	44.2ポイント

⑤危険性について学習した経験

学習した経験は全国平均とほぼ同じ、前回(H24)調査と比べ増えてきている。未就学児の保護者の学習したことのある割合が低い。

「何らかの学習をしたことがある」と回答した保護者の割合

	今回調査(H26全国調査)	前回(H24)調査
未就学	76.7%	
小6	90.3% (90.1%)	82.8%
中2	90.1% (93.7%)	88.5%
高2	91.2% (92.0%)	87.3%

⑥「ペアレンタルコントロール」の認知度

昨年度（H26）の青少年健全育成条例の改正について、内容も理解している保護者は約1割。ペアレンタルコントロールについて、内容も理解できている保護者は3割弱。

条例改正（平成26年）について「知っており、内容も理解している」と回答

（未就学）11.1% （小6）15.5% （中2）14.3% （高2）9.5%

「ペアレンタルコントロール」について「知っている」と回答

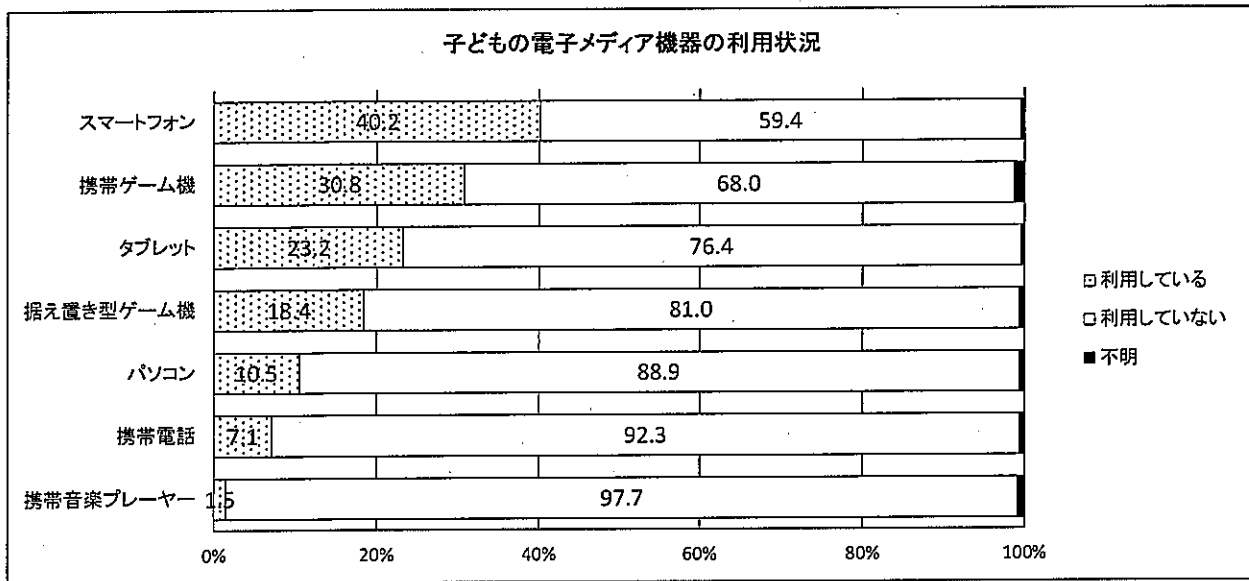
（未就学）25.9% （小6）34.2% （中2）28.7% （高2）19.5%

⑦未就学児（年長児）のスマートフォン利用率

未就学児（年長児）のスマートフォン利用率は約4割。そのうち半分はインターネットを利用して

いる。未就学児が「スマートフォンを利用している」と回答した未就学児の保護者 40.2%

そのうち「インターネットを利用している」と回答した保護者 50.0%



4 調査結果の今後の活用

- ・県内の市町村、小・中・高・特別支援学校及び保育園・幼稚園・認定こども園等や警察など関係機関に調査結果を周知し、児童生徒への指導に役立てていく。
- ・今後の保護者や地域住民向けの教育啓発活動に活かす。
- ・コミュニケーションアプリに関する利用が増えているため、組織的に教育啓発に取り組む必要がある。

〈参考〉鳥取県PTA協議会の取組

「メディア21:00」運動を開始（H27年10月～）

21時以降は友だちを巻き込むようなLINE（ライン）、メール、ゲームを止めて、相手の時間を尊重しようという保護者の運動

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン(案)について

平成27年12月1日

図 書 館

【策定の目的】

児童生徒の生きる力や主体的に学ぶ力の育成に向け、就学前から小・中・高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を進める上での指針となるビジョンを策定する。あわせて、実践例など掲載したハンドブックを作成し実務に活用する。

【主な経緯】

平成27年5月25日	第1回鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会
6月下旬～7月下旬	学校図書館利用実態調査の実施
8月5日	第2回あり方検討委員会 調査結果、ビジョン素案等
11月2日	第3回あり方検討委員会 ビジョン案検討、日程確認等

【ビジョン(案)のあらまし】

- (1) はじめに ビジョン策定の背景と趣旨
- (2) 目標年 2020年度 適宜検証し見直す
- (3) 学校図書館、司書教諭、学校司書の機能・役割など
- (4) 鳥取県の学校図書館の現状
- (5) 「育てたい子ども像」と「身に付けたい図書館活用能力」
学習指導要領等を基本に一貫した指導体制や各学校で体得すべき能力を明確化した。
- (6) 目指す方向（3本柱）
 - 児童生徒及び教職員の情報や資料の保障 ～人と情報を結ぶ『つなげる』
 - ・学校図書館は、児童生徒の読書や授業活用に必要な資料等を十分に提供する。
 - ・学校図書館は、教職員の教材研究や教材準備をサポートする。
 - ・公共図書館は学校図書館と連携し物流体制の整備や情報支援を行う。 など
 - 学習／教育の展開の可能性の拡大 ～学びを豊かにする『ひろげる』
 - ・学校図書館を学校教育の中核ととらえ学校全体で活用教育に取り組む。
 - ・アクティブラーニング等に学校図書館機能を活用し学びの質の向上を目指す。
 - ・ICT活用教育との連携を図る。 など
 - これからの生活、キャリアに対応する力の育成 ～未来をつくる『そだてる』
 - ・学校図書館は自己実現の場、家庭や地域の読書活動の拠点として活動する。
 - ・学校図書館は児童生徒の「心の居場所」となる。 など
- (7) ビジョン実現に向けた取組み

【今後のスケジュール】

- ・12月～1月 パブリックコメント
- ・1月 第4回あり方検討委員会においてビジョン案とりまとめ
- ・2月 策定、通知
- ・3月～4月 教職員用リーフレット、ハンドブックの作成・配布

鳥取藩台場跡（赤崎台場跡）の国史跡追加指定について

平成27年12月1日
文化財課

平成27年11月20日（金）、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に、赤崎台場跡（東伯郡琴浦町）を国史跡鳥取藩台場跡に追加指定するよう答申されました。

1 追加指定及び名称変更後の史跡名称

とっとりはんたいばあと
史跡鳥取藩台場跡

ゆらいばあと さかいだいらあと よどえだいらあと はしづだいらあと うらどめだいらあと あかさきだいらあと
由良台場跡 境台場跡 淀江台場跡 橋津台場跡 浦富台場跡 赤崎台場跡

※ 赤崎台場跡を追加指定し、あわせて名称変更するもの。

2 指定履歴

- ・史跡指定 昭和63年7月27日 文部省告示第102号
- ・追加指定及び名称変更（浦富台場跡の追加） 平成10年12月8日 文部省告示第169号

3 追加指定対象の所在地

東伯郡琴浦町大字赤碕字東花見外（琴浦町有地及び財産区有地）

4 指定までの経緯

赤崎台場跡は昭和33年に埋め立てられ、工場敷地となっていたため、指定に至っていなかった。平成26年の発掘調査で遺構が良く残っていることが判明したため、保存活用のため公有地化されている。

5 指定対象地域の面積

追加指定地	赤崎台場跡	2,965.97㎡
既指定地	由良台場跡	11,913㎡
	境台場跡	17,161㎡
	淀江台場跡	2,619㎡
	橋津台場跡	6,156㎡
	浦富台場跡	3,821㎡
	計	41,670㎡
合計		44,635.97㎡

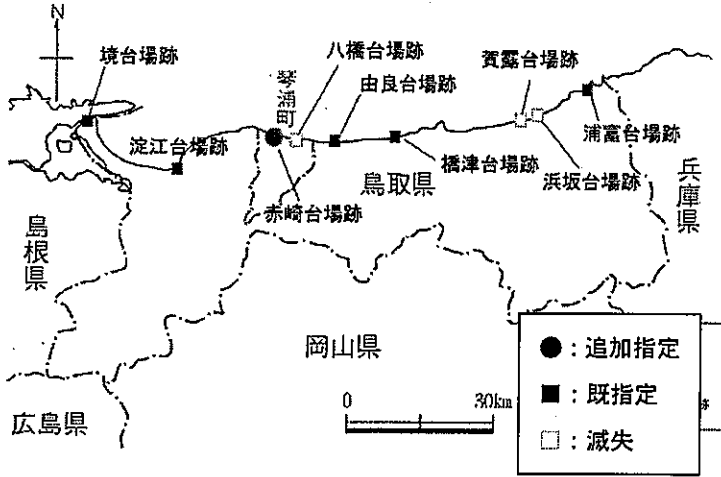
6 史跡の概要

台場とは、江戸時代後期に幕府や諸藩が外国船からの防衛のため築いた海岸砲台で、全国で1000箇所以上が造られたとされる。鳥取藩でも、文久3（1863）年から元治元（1864）年にかけて計9箇所の台場が築造された。

赤崎台場跡では、発掘調査によって三段構造の土塁が確認されている。幕末に描かれた絵図と照合し

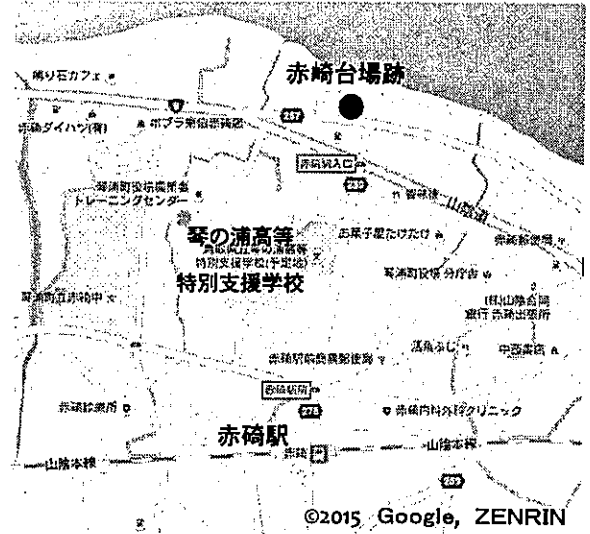
た結果、土塁の全体形は半円形で、3つの段は外側から順に、敵の砲弾を防ぐ「^{ごきょうへき}護胸壁」、大砲を据えた「^{ほらだん}砲壇」、兵士が行き来する「^{おうらい}往来」であったことが明らかになった。また、鳥取藩や地元に残る古文書の調査から、赤崎台場の築造に至る経緯や、築造と運用の実態についても解明が進んでいる。

このように、赤崎台場は、幕末の鳥取藩の状況を示す資料として学術的に重要であり、かつ、幕末における地方の社会情勢を象徴する遺跡として、全国的に見ても重要である。

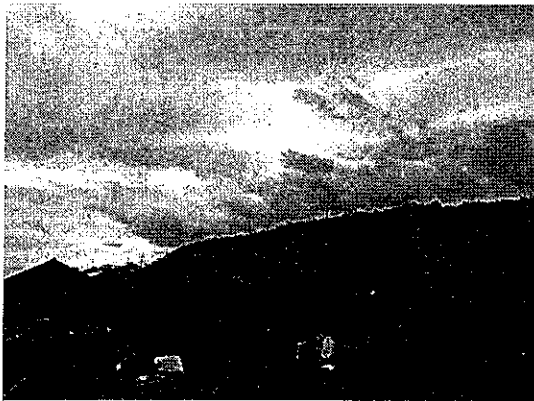


鳥取藩台場の位置

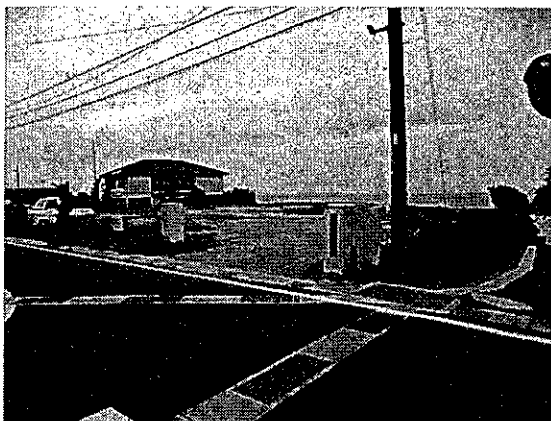
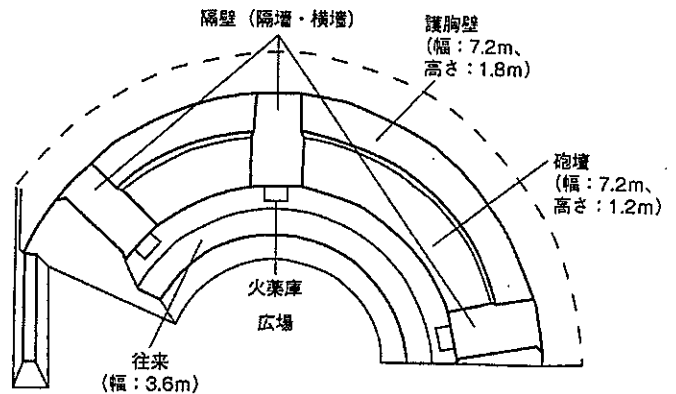
※ 今回の追加指定で残存する台場跡は全て史跡となる



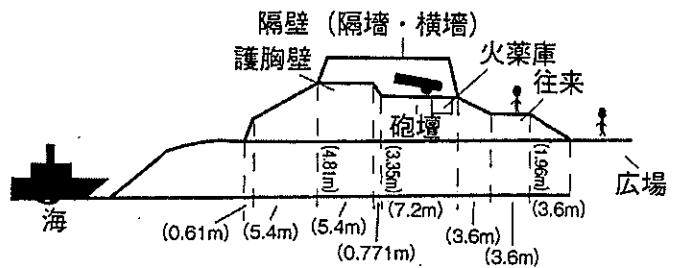
赤崎台場の位置



海岸から見た赤崎台場跡 (北西から)



台場跡の現況 (南東から: 門の中の空き地が指定地)



赤崎台場の模式図 (築造当時の絵図をもとに作成)

